

## 流通・取引慣行ガイドライン改正の要点

梅田総合法律事務所 弁護士 今田晋一  
弁護士 西口健太

### ▶ POINT

- ① 公正取引委員会が、流通・取引慣行ガイドラインを改正しました。
- ② 流通・取引慣行ガイドラインは、我が国の流通・取引慣行において独占禁止法上問題となる主要な行為類型につき、公正取引委員会がその考え方を示したものです。
- ③ 流通・取引慣行ガイドラインの改正により、どのような行為が独占禁止法に抵触することになるのか、見通しが立てやすくなったと考えられます。

### 1 はじめに

公正取引委員会から平成27年3月30日付けで「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(以下「流通・取引慣行ガイドライン」といいます。)の改正が公表されました。

流通・取引慣行ガイドラインは、どのような行為が、公正かつ自由な競争を妨げ、独占禁止法(独禁法)に違反するのかについての公正取引委員会の考え方を公表しているものです。あまり新聞等で大きく報道されていないため、今回の改正について詳しくご存知でない方もいらっしゃるかもしれませんが、今回の改正は、流通・取引慣行ガイドラインが平成3年に策定されて以来、初めての大きな見直しということになります。

このような流通・取引慣行ガイドラインの改正が取引実務、特にメーカーや小売業界に与える影響は小さくなく、この改正点の概要を把握しておくことが今後の事業活動にとって有意義であ

ろうと思われまので、本稿で取り上げることにいたしました。

紙幅の都合もありますので、以下、改正点のうち重要なポイントに絞って触れていくことにしたいと思います。

## 2 改正のポイント

### (1) 垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準

#### ア 垂直的制限行為とは？

垂直的制限行為とは、メーカーが、自社製品を取り扱う卸売業者や小売業者といった（下流の）流通業者に対し、販売価格や取扱商品、販売地域、取引先等を制限する行為のことをいいます。

垂直的制限行為のうち、公正な競争を阻害するおそれのある行為は、「不公正な取引方法」として独禁法に違反することになります（独禁法19条）。

#### イ どのような改正がされたか？

従前、どのような行為が「不公正な取引方法」にあたるかが明確でなかったことから、企業は、垂直的制限行為を行うことに萎縮しがちであると言われてきました。

今回の改正では、垂直的制限行為には、競争を阻害する場合もあれば、逆に、新商品の販売が促進されたり、新規参入が容易になったり、品質やサービスが向上するなど、競争を促進する場合があることが明示されました。

その上で、競争を促進する効果がある場合の典型例として、以下のような例が挙げられています。

- ・メーカーが新商品について高品質であるとの評判を確保するため、高品質な商品を取り扱うという評判の小売業者に限定してその新商品を供給すること。
- ・メーカーが新商品を発売するために専用設備の設置等を取引先の流通業者に求めた場合に、その流通業者が投資を回収できるよう、一定の地域をその流通業者のみに割り当てること。
- ・メーカーが自社商品のブランドイメージを高めるために、その商品の販売に関するサービスの質の標準化を図る場合において、取引先流通業者の販売先を一定の水準を満たしている者に限定したり、小売業者の販売方法を制限したりすること。

もちろん、実際の行為が「不公正な取引方法」にあたらないかを判断するにあたっては、個別具体的な事情を考慮しなければなりません。基本的には、以上のような行為を行う場合には、競争を促進し、「不公正な取引方法」にあたらないと判断されやすいと考えられ、メーカーは垂直的制限行為が独禁法に違反しないかどうか、見通しが立てやすくなったと言えます。

### (2) 再販売価格維持行為の「正当な理由」についての考え方

#### ア 再販売価格維持行為とは？

再販売価格維持行為とは、メーカーなどの商品の供給者が、取引先である事業者に対して、その商品を転売する価格を維持させる行為です。

このような行為は、原則として、「不公正な取引方法」に該当し、独禁法違反となります（独禁法2条9項4号、19条）。

ただし、再販売価格維持行為を行うことに「正当な理由」がある場合には、この限りではない、とされています。

#### イ どのような改正がされたのか？

今回の改正では、再販売価格維持行為を行うことに「正当な理由」があるか否かにあたっての判断基準が示されました。

すなわち、メーカーによる自社商品の再販売価格の拘束によって実際に競争を促進する効果が生じてブランド間競争が促進され、それによってその商品の需要が増大し、消費者の利益の増進が図られ、しかもその競争を促進する効果が再販売価格の拘束以外のより競争阻害的でない他の方法では発生させられないものである場合に、必要な範囲・期間に限って、再販売価格の拘束が認められる、とされました。

ただし、再販売価格維持行為に「正当な理由」があるとして独禁法に違反しないとされるのは、あくまで例外的な場合である、という構造は改正されたガイドラインでも変わりません（改正されたガイドラインでは「再販売価格維持行為は、通常、競争阻害効果が大きく、原則として公正な競争を阻害するおそれのある行為である」旨が明記されています）。

今回の改正により、再販売価格維持行為として例外的に許容される範囲の基準が示されたとはいえ、そのハードルは依然として高いものと考えべきでしょう。

### (3) 流通調査についての考え方

#### ア 流通調査とは？

流通調査とは、メーカーが、自社の商品を取り扱う流通業者の実際の販売価格、販売先等の調査を行うことをいい、マーケティング戦略の構築などを目的として実施されることが多いとされています。

#### イ どのような改正がされたのか？

流通調査については、従前、メーカーが流通業者に対して自社の示した価格で商品を販売させるために行った場合には、再販売価格維持行為として独禁法違反となる旨が指摘されており、具体的にどのような流通調査が独禁法違反となるのか明らかにしてほしいとの経済界からの要望が強かったところです。

今回の改正では、メーカーが単に流通調査を行うことは、「当該メーカーの示した価格で販売しない場合に当該流通業者に対して出荷停止等の経済上の不利益を課し、又は課す旨を通知・示唆する等の流通業者の販売価格に関する制限を伴うものでない限り、通常、問題とはならない」旨が明記されました。

これにより、流通調査が独禁法違反に該当する場合が限定的に明記されたことから、メーカーとしても、過度に萎縮して必要な流通調査の実施をためらうケースが少なくなるものと考えられます。

#### (4) 選択的流通についての考え方

##### ア 選択的流通とは？

選択的流通とは、メーカーが自社商品を取り扱う流通業者に関して一定の基準を設定し、その基準を満たす流通業者に限定して商品を取り扱わせようとする場合に、その流通業者に対し、自社商品の取扱いを認めていない流通業者への転売を禁止することをいいます。

選択的流通は垂直的制限行為の一種であり、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、「不公正な取引方法」として独禁法に違反することになります。

##### イ どのような改正がされたのか？

選択的流通について、一定の要件を満たす場合には、通常、独禁法上の問題は生じない旨が明示されました。

すなわち、メーカーが自社の商品を取り扱わせる流通業者に課す基準が、①その商品の品質の保持や適切な使用の確保など、消費者にとっての利益の観点からそれなりの合理的な理由に基づくものと認められ、かつ、②商品の取扱いを希望する他の流通業者に対しても同等の基準が適用される場合には、特定の安売り業者がその基準を満たさず、その商品を取り扱うことができなくとも、通常、問題とはならないとされました。

メーカーが流通業者に課す基準が「それなりの合理的な理由」に基づく認められるか否かについては、判断が難しい場合もあると考えられますが、一定の基準が示されたことで、メーカーとしても選択的流通の適否について検討がしやすくなったものと思われます。

### 3 まとめ

以上、流通・取引慣行ガイドライン改正のポイントについて触れてきました。

依然として、ある行為が独禁法による規制対象となるか否かにつき明確な結論を導くのに十分な点も少なくありませんが、本改正により、規制範囲がある程度において明確になり、予測可能性が担保されたと評価することができるのではないのでしょうか。

本改正を機に、改めて事業活動が独禁法違反状態にないか（そのおそれも含みます）、過度に萎縮して見送っていた活動はないか等を再点検していただければ幸甚です。その際に、ご疑問等がありましたら当事務所に気軽にご相談いただければと思います。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送からPDFファイルでのメール配信に変更可能です。PDFファイルで送信したニュースレターは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。お気軽にお申し出ください。

## COLUMN

連日のように各種ハラスメントの問題が報道されていますが、我々弁護士もこういった問題の相談を受けることが増えています。ハラスメント自体が許されない行為であることはもちろんですが、使用者の側にとっても、従業員の士気の低下、人材の流出、企業イメージの悪化、損害賠償責任等のリスクがあります。難しいのは、ハラスメントを行っている者自身もハラスメントにあたる行為だと認識していないことが多いことです。使用者としては、日頃から十分に対策を講じておく必要があるといえます。

パワーハラスメントに関して、本年5月、厚生労働省が運営する web サイト「明るい職場応援団」(<http://no-pawahara.mhlw.go.jp/>)で、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」が公表されました。対策の基本的枠組みの構築手順や実施方法等が紹介されており、参考になると思われます。是非、一度ご確認ください。 (弁護士 沖山直之)

## 梅田総合法律事務所

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

<http://www.umedasogo-law.jp>